

改定後	改定前
<p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 加盟店は、当社に対し、本規約締結にあたり、本規約締結日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1)行為能力</u></p> <p><u>加盟店は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2)社内手続</u></p> <p><u>加盟店は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3)適法性等</u></p> <p><u>本規約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4)有効な契約</u></p> <p><u>本規約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>(5)非詐害性</u></p> <p><u>加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u></p> <p><u>加盟店が、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確</u></p>	

であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること

2. 加盟店は、当社に対し本規約締結にあたり、加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または（1）の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または（1）の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して（2）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店（加盟店の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとします。

（1）①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

<p>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2)①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤換金を目的とする商品の販売行為</p> <p>⑥合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用する、本規約にかかる信用販売行為</p> <p>⑦その他①ないし⑥に準ずる行為</p>	
<p>第4条（信用販売）</p>	<p>第3条（信用販売）</p>
<p>第5条（信用販売の種類）</p>	<p>第4条（信用販売の種類）</p>
<p>第6条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からiD携帯による信用販売の申込みを受けたときは、申込データ（第7条で定義）に基づき、遅滞なく全件について、第7条第3項に定める有効性チェックおよび必要な場合には本人認証を行うものとします。</p>	<p>第5条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からiD携帯による信用販売の申込みを受けたときは、申込データ（第6条で定義）に基づき、遅滞なく全件について、第6条第3項に定める有効性チェックおよび必要な場合には本人認証を行うものとします。</p>
<p>第7条（iD携帯の通信による取引）</p> <p>1. 加盟店がiD携帯の通信による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下「申込データ」とい</p>	<p>第6条（iD携帯の通信による取引）</p> <p>1. 加盟店がiD携帯の通信による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下「申込データ」とい</p>

<p>う)を受信し、これに対する第<u>6</u>条第1項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイルに、取引日ごとに整理して記録するものとします。</p>	<p>う)を受信し、これに対する第<u>5</u>条第1項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイルに、取引日ごとに整理して記録するものとします。</p>
<p>第<u>8</u>条 (不審な取引の通報) (略)</p> <p>6. 加盟店は、前5項に違反して信用販売を行った場合、当該売上等全額について一切の責任を負うものとし、当社の申出により第<u>16</u>条の規定に従うものとします。</p>	<p>第<u>7</u>条 (不審な取引の通報) (略)</p> <p>6. 加盟店は、前5項に違反して信用販売を行った場合、当該売上等全額について一切の責任を負うものとし、当社の申出により第<u>15</u>条の規定に従うものとします。</p>
<p>第<u>9</u>条 (信用販売の円滑な実施) (略)</p> <p>6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うこととし、当社は第<u>11</u>条に準じて処理するものとします。</p> <p>7. 加盟店は、前項により債権譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第<u>16</u>条第3項を準用することができるものとします。</p>	<p>第<u>8</u>条 (信用販売の円滑な実施) (略)</p> <p>6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うこととし、当社は第<u>10</u>条に準じて処理するものとします。</p> <p>7. 加盟店は、前項により債権譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第<u>15</u>条第3項を準用することができるものとします。</p>
<p>第<u>10</u>条 (信用販売の責任)</p> <p>加盟店は、第<u>6</u>条ないし第<u>9</u>条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第<u>16</u>条の規定に従うものとします。</p>	<p>第<u>9</u>条 (信用販売の責任)</p> <p>加盟店は、第<u>5</u>条ないし第<u>8</u>条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第<u>15</u>条の規定に従うものとします。</p>
<p>第<u>11</u>条 (売上債権の譲渡) (略)</p> <p>3. 前項の締切日を過ぎて譲渡された売上</p>	<p>第<u>10</u>条 (売上債権の譲渡) (略)</p> <p>3. 前項の締切日を過ぎて譲渡された売上</p>

第14条（会員との紛議と i D 携帯の利用代金等）	第13条（会員との紛議と i D 携帯の利用代金等）
第15条（会員との紛議に関する措置等）	第14条（会員との紛議に関する措置等）
<p>第16条（買戻しの特約）</p> <p>1.（略）</p> <p>(2)第6条ないし第9条に定める手続によらず信用販売を行った場合 （略）</p> <p>(4)第11条第3項の事態が発生した場合</p> <p>(5)第13条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合</p> <p>(6)第14条第1項の会員との紛議が解決されない場合 （略）</p> <p>(8)会員が、第9条第4項に定める信用販売の解除を行った場合 （略）</p> <p>2. 第9条第5項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。</p> <p>3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権および他の売上債権の譲渡に伴い生ずる第13条第2項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、ならびに買戻し金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとします。</p>	<p>第15条（買戻しの特約）</p> <p>1.（略）</p> <p>(2)第5条ないし第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合 （略）</p> <p>(4)第10条第3項の事態が発生した場合</p> <p>(5)第12条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合</p> <p>(6)第13条第1項の会員との紛議が解決されない場合 （略）</p> <p>(8)会員が、第8条第4項に定める信用販売の解除を行った場合 （略）</p> <p>2. 第8条第5項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。</p> <p>3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権および他の売上債権の譲渡に伴い生ずる第12条第2項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、ならびに買戻し金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとします。</p>
第17条（手数料の支払い）	第16条（手数料の支払い）
第18条（提携組織の規則等の遵守）	第17条（提携組織の規則等の遵守）

第 <u>19</u> 条（営業秘密等の守秘義務等）	第 <u>18</u> 条（営業秘密等の守秘義務等）
第 <u>20</u> 条（個人情報の守秘義務等）	第 <u>19</u> 条（個人情報の守秘義務等）
第 <u>21</u> 条（iD携帯の会員番号等の管理）	第 <u>20</u> 条（iD携帯の会員番号等の管理）
第 <u>22</u> 条（委託の場合のiD携帯の会員番号等の管理）	第 <u>21</u> 条（委託の場合のiD携帯の会員番号等の管理）
第 <u>23</u> 条（加盟店の店舗情報の提供および利用に関する同意）	第 <u>22</u> 条（加盟店の店舗情報の提供および利用に関する同意）
第 <u>24</u> 条（個人情報安全管理措置）	第 <u>23</u> 条（個人情報安全管理措置）
<p>第<u>25</u>条（届出事項の変更）</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第<u>13</u>条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p> <p>3. 加盟店が第3条第1項（6）及び第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>	<p>第<u>24</u>条（届出事項の変更）</p> <p>1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第<u>12</u>条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>
第 <u>26</u> 条（規約の変更、承認）	第 <u>25</u> 条（規約の変更、承認）
<p>第<u>27</u>条（有効期間・解約）</p> <p><u>本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通</u></p>	

<p>知を行なうことにより、本規約を解約できるものとしします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第25条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、当社は加盟店に予告することなく本規約を解約できるものとしします。</p>	
<p>第28条（本規約に定めのない事項）</p>	<p>第26条（本規約に定めのない事項）</p>
<p>第29条（準拠法）</p>	<p>第27条（準拠法）</p>